

○西予市議会傍聴規則

平成16年5月31日

議会規則第2号

改正 平成20年3月31日議会規則第1号

平成23年4月19日議会規則第1号

令和3年2月22日議会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第3条 一般席の定員は、42人とする。ただし、特に議長において支障がないと認めるときは、定員を超えて傍聴させることができる。

(傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴券)

第5条 議長は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、傍聴券を交付することができる。

2 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券を交付された日に限り、傍聴することができる。

4 傍聴人は、入場しようとするときは、所定の入口で傍聴券を提示しなければならない。

5 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

6 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(議場への入場禁止)

第6条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者

(3) 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、

第9条ただし書の規定により、撮影又は録音をすることにつき議長の許可を得た者を除く。

- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
 - (6) 酒気を帯びていると認められる者
 - (7) 異様な服装をしている者
 - (8) 前各号に掲げる者のほか、議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 議長は、前項の規定による質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。
- 4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、引率者又は保護者が同伴する場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席に在るときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 携帯電話その他の通信機器は、着信音等を発しない措置をとること。
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、平成16年5月31日から施行する。

附 則(平成20年3月31日議会規則第1号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月19日議会規則第1号)

この規則は、平成23年5月6日から施行する。

附 則(令和3年2月22日議会規則第1号)

この規則は、令和3年2月22日から施行する。